

確定申告の電子申告代行のご案内

確定申告代行申込ご希望者 様

税理士 神谷 研 (愛知県安城市)

納税者の方々は、申告会場へ行かずにFAXで資料を送るだけで、確定申告が完了します。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、税務署などで開設している確定申告の集合受付特設会場も、人が多く集まることで感染リスクを恐れて行きたくないと考えている方が多くいらっしゃるかもしれません。弊所ではすべての申告を電子申告で対応していますので、確定申告を電子申告を利用して代行します。納税者の方々は申告会場へ持参される資料をFAXで弊所へ提供するだけで、確定申告が完了します。

ご案内の詳細とお約束事項

- ① 新型コロナウイルス禍の非接触対応で電子申告による確定申告の代行を行います。
書類の受付は、FAX(0566-77-2149)のみとなります。(非接触)
- ② 集合型の税務署開設の確定申告特設会場等へ出向く必要が無く、弊所が電子申告で申告代行します。
- ③ この申告代行は有料となります。
申告所得税は、最低10,000円で、総所得金額に応じて1%~2%が目安です。
贈与税は、最低10,000円で、贈与財産の課税価格に応じて1%~2%が目安です。
電子申告用のID/Passの取得を代行する場合は、別途5,000円申し受けます。
- ④ 受付可能人員： 先着50名 (4月の処理予定者が40名を超える見込みの時は打切ります。)
- ⑤ 申込受付期間： R2/3/11~3/31
- ⑥ 申告作業期間： R2/3/17~4/13 (確定申告受付期間(延長期間対応))
- ⑦ ご依頼人の条件 (1)~(15)を同意し必要な資料・証明を誠実に提供できる方
 - (1) 対応エリア: 全国
 - (2) FAXかメールを利用できること。(情報漏洩を考慮しFAXが望ましい)
 - (3) 不動産所得、農業所得、事業所得は決算書・収支計算書を自作している方。
(注)弊所は申告代行するだけですので、決算書等は作成できません。
★決算書等はご依頼人の責任で作成してください。
 - (4) 医療費は依頼人が受診者別・医療機関別の集計を行ってください。
★弊所では集計いたしません。
(注)「医療費のお知らせ」+未記載受診月は領収書集計でも可能です。
 - (5) 振替納税(口座引落)の利用者。
 - (6) 予定納税の通知書または納税額を提供できる方。
 - (7) 税務代理権限証書(委任状)を提出できる方。
 - (8) 平成30年分の確定申告書・決算書等控を提供できる方。
 - (9) 電子申告用ID(利用者識別番号)/Passを取得している場合は、その情報を弊所へ提供します。
 - (10) 申告代行報酬を事前振込された方。
 - (11) 申告書作成処理・電子申告は、受付順で行います。特段の配慮はできません。
 - (12) 提出資料に基づいた申告を行いますので、その範囲内で弊所は責任を負います。
 - (13) 申告書作成中に正しい申告ができないと判断したら、申告受諾をキャンセルします。
(注)事前送金は返金します。
 - (14) 申告後申告内容に非違が生じ税務署と折衝等する場合、別途請求費用が生ずることがあります。
 - (15) 不都合が生じた場合は、お互い真摯に対応します。
- ⑧ 税目別対応
代行可能

申告所得税	総合課税	通常(決算書・収支計算書作成済、各種源泉徴収票や証明書等)
申告所得税	総合課税	医療費
申告所得税	総合課税	2年目以降の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
申告所得税	総合課税	多数の株式配当は配当金・税額一覽作成者のみ
申告所得税	分離課税	特定口座開設者

	贈与税	金銭の贈与	住宅取得資金(要相談・書類は納税者が税務署へ郵送)
代行不可	申告所得税	総合課税	新規の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
	申告所得税	総合課税	災害免除法
	申告所得税	分離課税	不動産譲渡(売却)
	贈与税		不動産の贈与 相続時精算課税
	全税目	正しい申告ができない可能性があるもの	複雑な事案

確定申告の電子申告代行の流れ

<ご依頼人>

<弊所>

- ① FAX、Twitter、メールで申告代行の申込(任意の書式に連絡先(FAX&TEL)を記してください。)
(注)情報漏洩防止のためできればFAXで申込みください
 - ②-1 申告内容を電話で確認します。(代行可能か判断)
 - ②-2 この「確定申告の電子申告代行のご案内」と「別紙様式」をFAXで送信します。
- ③ 上記⑦ご依頼人の条件((1)～(14))を受諾したら、早々に資料・証明書等を弊所へFAXする。
 - ④ 資料に基づき概算計算後、報酬額を算出し通知する。
- ⑤ 報酬額の通知を受けたら、通知日の翌日から2日以内に振込む。
⇒ 振込により申告代行契約が正式に成立する。
 - ⑤ 着金確認後、ご依頼人へ受諾をFAXまたは電話で通知する。
 - ⑥ 概ね1週間以内に申告内容をFAXにて通知する。
- ⑦ 申告内容の説明を受諾する。
 - ⑧ 電子申告で所轄税務署へ申告する。
 - ⑨ 受信通知(税務署受付通知)と申告書一式をFAXで送信する。
 - ⑩ ⑨にて完了。

弊所の紹介

神谷研税理士事務所 税理士 神谷 研 (東海税理士会所属)

FAX 0566-77-2149 (資料などの送受信は基本的にFAXとなります)
 TEL 0566-77-2099
 E-Mail of.info@kentax.gr.jp
 やむを得ずメールを利用する場合は、悪意あるウィルスメール回避のため、「件名」に必ず「電子申告の代行申込」と弊所「付与番号」を記載してください。
 HP http://kentax.gr.jp/
 HP(相続専門) http://www.kentax-souzoku.jp/